

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 6 月27日
【会社名】	千代田化工建設株式会社
【英訳名】	Chiyoda Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山東 理二
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目 6 番 2 号
【電話番号】	0 4 5 (2 2 5) 7 7 4 0 (ダイヤルイン)
【事務連絡者氏名】	総務部長 中村 薫
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目 6 番 2 号
【電話番号】	0 4 5 (2 2 5) 7 7 4 0 (ダイヤルイン)
【事務連絡者氏名】	総務部長 中村 薫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成30年6月21日開催の当社第90回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成30年6月21日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件
期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円50銭 総額 1,942,257,420円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月22日

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款第18条（取締役の員数）に定める監査等委員である取締役の員数の上限を1名増員し、4名から5名に変更

補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力を2年とする旨の条項を現行定款第20条（取締役の任期）に追加

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、長坂勝雄、山東理二、佐原新、林大嗣、児島雅彦、清水良亮、内田信行、田中伸男、佐久間浩の各氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役として、小林幹生、北本高宏、山口博、饗場哲也、奈良橋美香の各氏を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、岡田理樹氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案	2,195,826	2,764	0	98.60%	可決
第2号議案	2,147,847	50,751	0	96.44%	可決
第3号議案					
長坂 勝雄	1,715,895	482,692	0	77.05%	可決
山東 理二	2,097,107	101,479	0	94.16%	可決
佐原 新	2,011,015	187,574	0	90.30%	可決
林 大嗣	2,174,354	24,235	0	97.63%	可決
児島 雅彦	2,015,579	183,010	0	90.50%	可決
清水 良亮	2,016,055	182,534	0	90.52%	可決
内田 信行	2,182,891	15,698	0	98.02%	可決
田中 伸男	2,021,106	177,484	0	90.75%	可決
佐久間 浩	1,746,556	452,032	0	78.42%	可決
第4号議案					
小林 幹生	1,794,213	404,374	0	80.56%	可決
北本 高宏	2,179,407	19,179	0	97.86%	可決
山口 博	2,194,870	3,720	0	98.55%	可決
饗場 哲也	1,996,717	201,868	0	89.66%	可決
奈良橋 美香	2,194,836	3,754	0	98.55%	可決
第5号議案					
岡田 理樹	2,032,141	166,459	0	91.25%	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

1. 第1号議案の要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
2. 第2号議案の要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
3. 第3号議案の要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
4. 第4号議案の要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
5. 第5号議案の要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使（当該株主総会開催日前日まで）分により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

なお、議決権を事前行使していた株主（三菱商事株式会社）が当日出席しましたが、当日行使の内容が事前行使と変更がないことを書面にて確認しております。